

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【公開番号】特開2016-105906(P2016-105906A)

【公開日】平成28年6月16日(2016.6.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-036

【出願番号】特願2016-52199(P2016-52199)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M	16/04	A
A 6 1 M	16/04	Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の肺の通気を容易にするための人工気道装置(1)であって、少なくとも1つの気道チューブ(2)と、前記気道チューブの一端に取り付けられたマスク(3)と、を備え、前記マスク(3)は、遠位端(4)および近位端(5)、ならびに喉頭口の周辺部の周りに封止を形成可能な周辺構成部(6)を有し、前記周辺構成部(6)はマスクの空洞の内部空間または内腔(7)および前記マスクの前記内腔(7)内に開口する前記少なくとも1つの気道チューブ(2)を囲み、前記マスクは、使用時に食道の物を受けるための導管(8)を有し、前記周辺構成部(6)の外側の表面は、使用時に食道の物の排出を容易にするために用いるためのチャンネル(10)を規定し、前記チャンネルは、C字形状またはU字形状のチャンネルであって、前記周辺構成部を形成する材料の中および/または当該材料により形成され、前記チャンネルは、前記マスクの前記遠位端から前記マスクの前記近位端の方へ延在し、前記マスクの前記導管(8)と流体連通し、前記周辺構成部は膨張可能カフを備える、人工気道装置。

【請求項2】

前記周辺構成部は、PVCを備える、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記チャンネルは、前記マスクの前記遠位端から前記マスクの前記近位端の方へ延在し、且つ前記気道チューブのドレナージチューブと流体連通する、請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】

前記チャンネルは前記マスクまたは前記気道チューブの前記ドレナージチューブの延長部分により覆われて、延長部分はそこから前記チャンネルの遠位端の手前まで延在し、実質的に滑らかで丸みのある端で終わる、請求項1から3のいずれか1項に記載の装置。

【請求項5】

前記チャンネルは、前記マスクおよび/または前記気道チューブのドレナージチューブが延長し得る経路を規定することにより、食道の物の排出を容易にする、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記マスクは、前記近位端から前記遠位端へ、実質的に凸状の湾曲を描く、先行するいづれかの請求項に記載の装置。

【請求項 7】

前記マスクの本体は板（11）を備え、前記板は背部側（24）と腹部側（24a）を有し、前記背部側は実質的に滑らかで、且つその幅にわたって凸状の湾曲を有する、先行するいづれかの請求項に記載の装置。

【請求項 8】

前記気道チューブの背部表面は、その湾曲が、前記板の幅にわたった湾曲に対応する、請求項7に記載の装置。

【請求項 9】

前記気道チューブは、マスク体に比べて比較的より硬い材料を備える、先行するいづれかの請求項に記載の装置。

【請求項 10】

前記気道チューブは、使用時に患者の歯が接する部分に接した比較的に柔らかい壁部分を含むよう適合される、先行するいづれかの請求項に記載の装置。

【請求項 11】

前記気道チューブは、背部と腹部の表面を含み、比較的に柔らかい壁部分は前記背部と腹部の表面の一方または両方に配置されている、請求項10に記載の装置。

【請求項 12】

前記比較的に柔らかい部分は比較的に柔らかい材料を備える、請求項11に記載の装置。

【請求項 13】

前記比較的に柔らかい部分は、気道チューブの支えのない部分を備える、請求項11に記載の装置。

【請求項 14】

前記気道チューブは、患者の噛む動作に対して当該気道チューブを支持する咬合阻止部を含み、前記比較的に柔らかい部分は、前記咬合阻止部の切除により提供される、請求項10から13のいづれか1項に記載の装置。